

令和6年度 第3回 東京都台東区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和6年12月25日 午前10時30分から
開催場所	台東区役所 10階 1002会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>① 学識経験者 (東京経済大学) ※会長</p> <p>② 学識経験者 (東京都社会保険労務士会) ※職務代理者</p> <p>③ 労働者団体代表(全建総連東京都連台東地区協議会東京土建一般労働組合台東支部)</p> <p>④ 労働者団体代表(連合東京東部ブロック地域協議会台東地区協議会)</p> <p>⑤ 事業者団体代表(台東建設防災協力会)</p> <p>⑥ 事業者団体代表(台東土木防災協力会)</p> <p>【事務局】</p> <p>総務部長、経理課長、経理課職員3名</p>
会議の公開	公開(傍聴可)
傍聴者	6名
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>・答申案について</p> <p>3 そ の 他</p> <p>・事務局からの連絡事項</p> <p>4 閉 会</p>
事前送付資料	<p>1 次第</p> <p>2 資料 令和7年度 労働報酬下限額について (答申) 案</p> <p>3 資料 台東区ホームページ画面イメージ</p>
当日資料	なし

議題	答申案について
	<p>事務局から「資料 令和7年度労働報酬下限額について（答申）案」について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの過程で審議に至っていない、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種について、ご審議とご了承をいただきたい。各職種と類似の業務内容の職種と同等の単価とすることが望ましく、現在設定されていない3職種について、タイル工は左官工、屋根ふき工は板金工、建築ブロック工は石工を準用することを提案する。なお、当該3職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価をもとに算出するのが妥当とする。（事務局）</li> <li>・設定されていない職種についてなにかしらの定めをしなければならない。事務局案の、類似の職種を準用するという形式で良いか、また準用するとしてここに挙げられた職種が適切か、委員各位のご意見を伺う。（①）</li> <li>・→異議なし（一同）</li> </ul> <p>答申案について意見として何かあるかを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度初めて設置した審議会だが、次年度以降、積み重ねてどんどん新しいもの、情報、そして実際に実施してみて、その現状を確認していただきながら、よりよいものにしていただきたい。（③）</li> <li>・この条例は、公益通報者保護法の対象外とは承知している。だが、条例に違反する行為について、行政機関に対して通報がなされる場合がある。条例第11条で不利益取り扱いの禁止が定められており、手続きにおいて申し出者の秘匿を図っていただきたい。（①）</li> <li>・これ以上意見が無ければ、本案を答申書として決定する。（①）</li> <li>・→異議なし（一同）</li> </ul>
その他	事務局からの事務連絡
	<p>事務局から「資料 台東区ホームページ画面イメージ」について経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審議会において、名刺サイズの周知カードを作成すること、そこに二次元コードを掲載することを説明した際、遷移先ページにおいて労働者がどのような流れで申し出の手続きができるのか、制度理解のハードルを下げられるのか。ということを課題としていただいた。まだ完成には至っていないが、台東区の公式ホームページの中に、特定労働者等の申し出に関する情報を集約したページを設ける予定である。他区のホームページでは受注者への情報と労働者への情報が混在しており、労働者にとっては自分に関する情報の選別や理解が難しいと思われるので、台東区では遷移先として独立したページを検討している。メールによるお問い合わせができ、申し出をした場合どのような流れで処理が進むのかフロー図により確認ができるようになっている。二次元コードからアクセスをして閲覧される方は、スマートフォンでご覧になることが多いと思われるので、スマートフォン画面における視認性の高いレイアウトやページ構成については、引き続き研究を行う。（事務局）</li> </ul>

	<p>・先ほども申し上げた通り、申し出者の秘匿についてできるだけ明確にさせていただきたいということを申し入れさせていただく。(①)</p>
--	---